

206 非かんがい期における防火用水の確保

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
豊沢川土地改良区 【平成 27 年】	3700150036778	その他事業者 【農業，林業】	岩手県

- 岩手県の豊沢川土地改良区では、ほ場整備事業の実施により用水路がパイプライン化されているが、非かんがい期には冬季の凍結防止対策等のため通水できない状況にある。このため集落内の防火用水が消火栓並びに防火水槽に限定されることから、地元自治会が宅地周辺の排水路の屈曲柵、合流柵に堰上げ施設（水位上昇用の設備）を設置し、簡易防火用水として利用できるよう取り組んでいる。平成 28 年 2 月には、新たな地元自治会が住宅地や高等学校周辺の排水路に堰上げ施設を導入した。また、集落住民及び近隣消防団等への周知のため、取組内容の説明看板等を設置している。
- 排水路の利用及び管理について、地元自治会等と協定を結ぶことにより、水利施設を活用できるようにし、地域の防災意識の向上や防災力の向上につなげている。